

保証制度の確認

学籍番号: _____

氏名: _____

- 希望の保証制度にチェック し、点線に○をしてください
(貸与奨学金案内冊子 P22~P26 参照)

機関保証制度

- ① 採用後、人的保証への変更はできません。 → 理解している
 - ② 保証料が毎月の振込額から差し引かれます。 → 理解している
- * 「貸与奨学金案内」 P.63~65 参照

人的保証制度

『連帯保証人』 氏名 _____

続柄 父 ・ 母

『保証人』 氏名 _____

続柄 ()

*保証人に父・母は選べません。

*親権を失った父・母の場合は「離婚した父」「離婚した母」と記入

- 連帯保証人と別生計で 4親等以内の親族ですか → はい ・ いいえ
(裏面参照) ※ 「離婚した父または母」は4親等以外です

- 年齢 65歳未満 ・ 65歳以上 (裏面の選任条件を確認)

★資産に関する証明書類
(裏面のⅠ～Ⅲのいずれか)を
提出してください

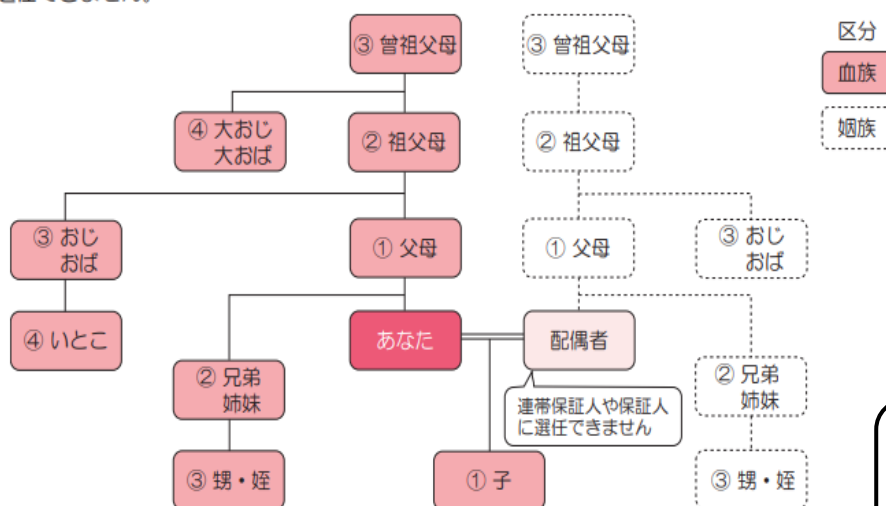
※本採用手続きの際、連帯保証人・保証人への説明不足により引き受けてもらうことができなくなり、機関保証へ変更せざるを得ない事態が発生しています。

保証制度は簡単には変更できません。 必ず、あらかじめあなたから連帯保証人・保証人の役割等を説明し、引き受けてもらうようお願いしたうえで申し込んでください。



【4親等以内の主な親族】

4親等以内の親族とは、「4親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族」のことをいいます。ただし、配偶者は連帯保証人や保証人に選任できません。



【資産に関する証明書】

区 分	認定基準 及び 証明書類 (すべてコピー可)
I	<p>給与所得者の場合</p> <p>※年間収入金額で判定</p> <p>年間収入金額が320万円以上 ※年金は給与として扱います。</p> <p>・源泉徴収票 (直近のもの) ・所得証明書 (直近のもの) ・年金振込通知書, 年金額改定通知書 (支払金額のわかるもの, 直近のもの) 等</p> <p>※給与明細は不可。</p>
	<p>給与所得者以外の場合</p> <p>※年間所得金額で判定</p> <p>年間所得金額が220万円以上</p> <p>※給与所得もあるときは、給与所得金額を年間所得金額に含める</p> <p>・確定申告書の控 (税務署の受付印のあるもの, 直近のもの)</p> <p>・所得証明書 (直近のもの) 等</p> <p>※電子申告の場合は、確定申告書に「受信結果(受信通知:「メール詳細」画面)又は「即時通知」を添付</p>
II	<p>預貯金や不動産などの資産を有している場合</p> <p>※合計額で判定</p> <p>預貯金・不動産 (評価額) 等の合計額が貸与予定総額 (返還残額) (保証人は貸与予定総額 (返還残額) の2分の1) 以上</p> <p>【預貯金額の証明書】</p> <p>・預貯金残高証明書 ・取引残高報告書 (評価額のわかるもの)</p> <p>※証明書は返還誓約書に印字された日付 (返還誓約書提出後の人物変更の場合は記入日) の3か月前以降に発行されたもの</p> <p>【不動産の証明書】</p> <p>・固定資産評価証明書 (評価額のわかるもの)</p> <p>・「登記事項証明書 (全部事項証明書)」を併せて提出が必要。ただし固定資産評価証明書に所有者と持分割合 (共有名義の場合) が明記されている場合は提出不要。</p> <p>※証明書の発行日は、【預貯金額の証明書】を参照</p> <p>※登記事項証明書 (全部事項証明書) は法務局で取得</p> <p>※詳細は、裏面「資産(不動産・預貯金)の証明書に関する注意事項」を参照</p>
III	<p>IとIIを組み合わせる場合</p> <p>Iの金額 + (IIの金額 ÷ 16) ≧ (給与所得者の場合) 320万円以上 (給与所得者以外の場合) 220万円以上</p> <p>・金額を積算するすべての証明書類</p>